助 成 金 申 請 の 手 引 き

令和６年４月１日（一部改正）
仙台市健康福祉局保健所医務薬務課

本事業は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の促進を図るため、骨髄等の提供等を行った方に対して助成金を交付するものです。

１．助成対象となる方

次の（１）から（４）すべてに該当する方を対象とします。

（１）① 骨髄バンクを介して骨髄等の提供を行った方で、骨髄等の提供日に市内に住居を有している方

又は

② 骨髄バンクを介して骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に、提供者の自己都合以外の理由により提供中止となった方で、提供中止日に市内に住居を有している方

（２）他の自治体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない方（民間医療保険の保険給付は除きます。）

（３）市税を滞納していない方

（４）暴力団等との関係を有していない方

２．助成の対象

（１）最終同意のための面談

（２）健康診断のための通院（最終同意以降の通院に限ります。）

（３）自己血採血のための通院

（４）骨髄等採取のための入院

（５）その他骨髄等の提供に関して、骨髄バンクが必要と認める通院等

＊ ただし、骨髄等の採取術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康障害に係る通院等は除きます。

３．助成金の額

上記２の通院、入院又は面談等に要した日数１日につき２万円（７日間１４万円を上限とします。）

４．申請期限

骨髄等の提供日又は提供中止日から１年以内

５．申請方法等

（１）助成金の交付申請：申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて仙台市医務薬務課まで提出してください。郵送でも受け付けます。
後日、交付の可否及び交付金額の決定について、通知書と助成金の請求書を送ります。

（２）助成金の請求：交付金額の決定後、お送りした請求書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて仙台市医務薬務課まで提出してください。郵送でも受け付けます。

６．申請に必要な書類

（１）助成金の申請

<table>
<tr><th colspan="2">書　　類</th><th>注意事項等</th></tr>
<tr><td colspan="2">仙台市骨髄バンクドナー助成金交付申請書
（様式第１号）</td><td>医務薬務課 窓口で配布するほか、仙台市ホームページからダウンロードできます。
ご希望の方には郵送にて申請書をお送りします。
(http://www.city.sendai.jp/)
【掲載場所】
ホーム ＞ くらしの情報 ＞ 健康と福祉 ＞ 健康・医療 ＞ 献血・各種バンク・臓器移植 ＞ 仙台市骨髄バンクドナー助成事業のご案内</td></tr>
<tr><td colspan="3">添付書類Ａ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">１）
２）</td><td colspan="2">①公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったこと証する書類または提供中止のお知らせ文書
②公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供に係る面談・通院または入院を行った日が記載されている書類</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請書「７．申請者の住所及び市税納付状況の確認同意」で、<u>住民情報及び税情報の照会・確認に同意されない場合のみ</u>、次の書類が必要です。</td></tr>
<tr><td>＜住民情報の照会に同意されない場合＞
①住民票の写し（<u>申請者本人分</u>）

＜税情報の確認に同意されない場合＞
②市税の滞納がないことの証明書
（注意！）
税の証明書は「課税・非課税証明書」「納税証明書」等、複数あります。
「市税の滞納がないことの証明書」を請求し添付してください。</td><td>＜請求・申請先＞
①各区役所戸籍住民課、各総合支所税務住民課
②各区役所税務会計課、各総合支所税務住民課

＜証明手数料＞　１通につき 300 円
・申請日前 30 日以内に交付を受けたものとします。</td></tr>
</table>

（２）助成金の請求

<table>
<tr><th colspan="2">書　　類</th><th>注意事項等</th></tr>
<tr><td colspan="2">骨髄バンクドナー助成金交付請求書
（様式第４号）</td><td>交付決定通知の送付時に同封いたします。
なお、医務薬務課 窓口で配布するほか、仙台市ホームページからダウンロードできます。
(http://www.city.sendai.jp/)
【掲載場所】
ホーム ＞ くらしの情報 ＞ 健康と福祉 ＞ 健康・医療 ＞ 献血・各種バンク・臓器移植 ＞ 仙台市骨髄バンクドナー助成事業のご案内</td></tr>
<tr><td colspan="3">添付書類Ｂ</td></tr>
<tr><td></td><td>振込先通帳等の写し等</td><td>銀行名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義のわかるページ等の写し
（ネット銀行の場合は、キャッシュカード等の写し）</td></tr>
</table>

７．助成金交付までの流れ

申請者		仙台市医務薬務課	
（１） 助成金の申請	①申請に必要な書類の準備・作成 ②申請書・添付書類Ａの提出 （窓口提出又は郵送）	（２） 書類審査･交付決定	申請書等を確認・審査し、交付決定通知書を送付します。 （交付決定通知書の送付時に助成金の請求書用紙及び返信用封筒をお送りします）
（３） 助成金の請求	①請求書の作成 ②請求書・添付書類Ｂの提出 （返信用封筒で提出）	（４） 助成金の交付	指定された口座に助成金を振り込みます。

８．受付・問い合わせ先

仙台市健康福祉局 医務薬務課 医務係
〒９８０－８６７１
仙台市青葉区国分町三丁目７番１号
☎ ０２２－２１４－８４６１（直通）

〇受付・問合せ時間

午前：　８時３０分　～１２時００分
午後：１３時００分　～１７時１５分
（土日祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日はお休みです）